

# 平成28年度NPO法改正のポイント

## 全てのNPO法人に関する改正点

- ① 縦覧期間の短縮
- ② 事業報告書等の備え置き期間の延長
- ③ 貸借対照表の公告
- ④ 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

## 認定・特例認定（仮認定）のNPO法人に関する改正点

- ⑤ 「仮認定」から「特例認定」への名称変更
- ⑥ 役員報酬規程等の備え置き期間の延長
- ⑦ 海外送金等に関する書類の事前提出の廃止（事後届出への一本化）

## ① 縦覧期間の短縮

実施日：平成 29 年 4 月 1 日

NPO法人の**設立、定款変更、合併**の手続きの際に必要な縦覧期間（申請書類を市民の皆様  
に自由に見てもらふ期間）がこれまでの2か月から**1か月に短縮**されます。

また、申請書類に不備があるときに、補正できる期間も1か月から**2週間に短縮**されます。

平成29年4月1日以後の申請に適用されます。

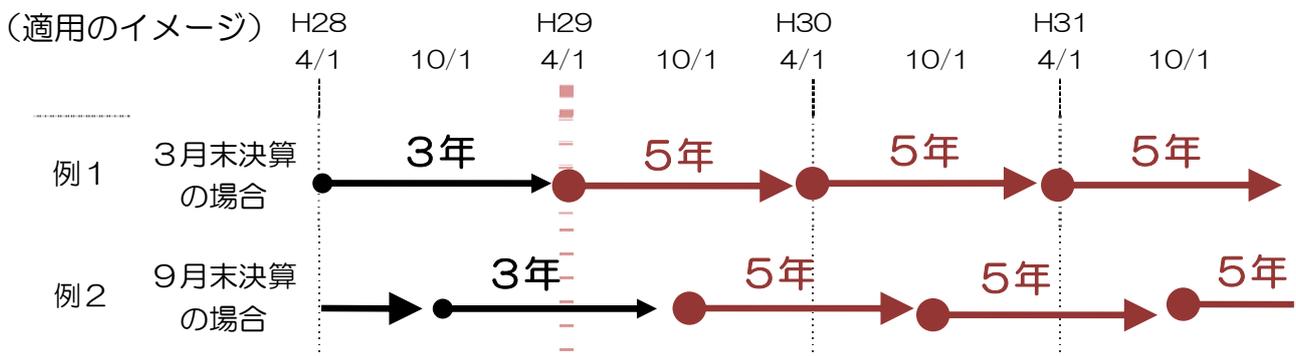
	現行	改正後
縦覧期間	申請から 2か月	申請から <b>1か月</b>
補正期間	申請から 1か月	申請から <b>2週間</b>
審査	縦覧期間終了から 2か月	変更なし

## ② 事業報告書等の備え置き期間の延長

実施日：平成 29 年 4 月 1 日

NPO法人が事業報告書等<sup>※1</sup>を事務所に備え置かなければならない期間が3年<sup>※2</sup>  
から**5年<sup>※3</sup>に延長**されます<sup>※4</sup>。

平成29年4月1日以後に開始する事業年度の書類から適用されます。



※1 「事業報告書等」に含まれる書類

- ①事業報告書                      ②活動計算書                      ③貸借対照表
- ④計算書類の注記                ⑤財産目録                        ⑥前事業年度の役員名簿
- ⑦前事業年度の末日時点における社員のうち10人以上の者の名簿

- ※2 翌々事業年度の末日まで
- ※3 作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間
- ※4 所轄庁での公開対象書類も過去5年間分となります。

### ③ 貸借対照表の公告

実施予定日：平成30年10月1日

変更登記の負担を軽減するため、NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除されます。一方で、**貸借対照表をNPO法人が自ら公告すること**とされました。

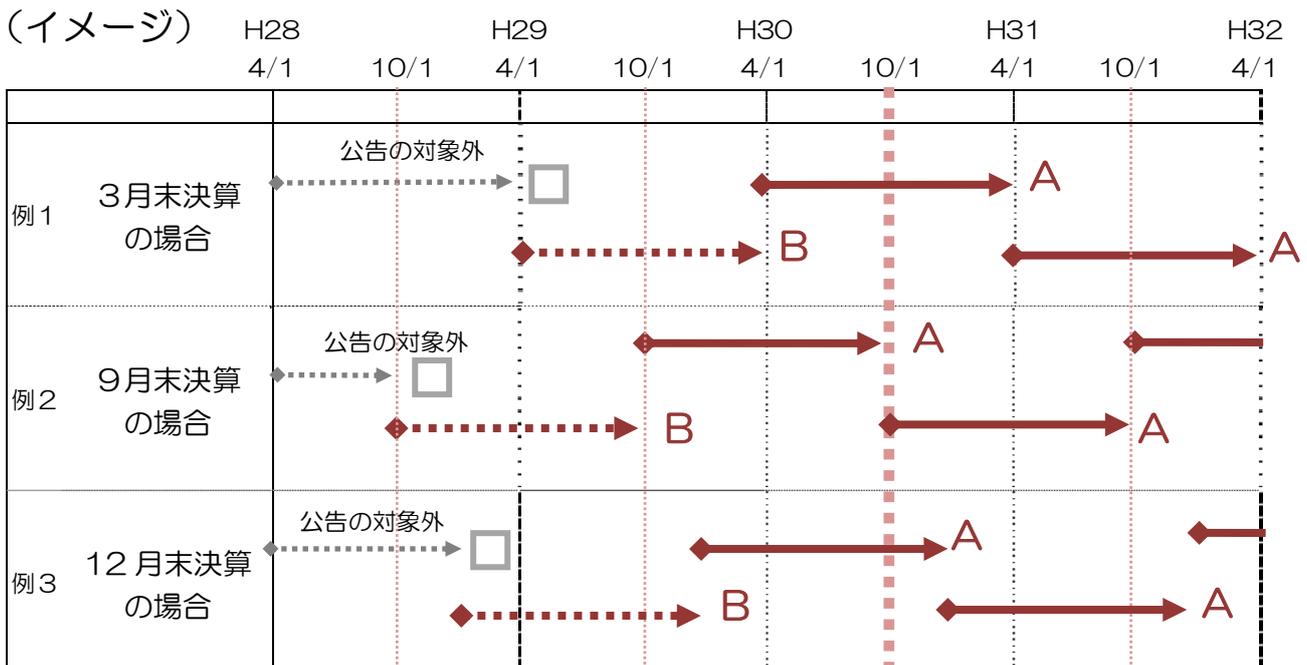
事業報告書には貸借対照表が含まれていますが、**事業報告書を提出しても公告の義務を果たしたことはありません**のでご注意ください。

#### 公告の対象となる貸借対照表

公告の対象となる貸借対照表と公告のタイミングは次のとおりです。

	公告の対象となる貸借対照表	公告のタイミング
A	平成30年10月1日（予定）以降に作られた貸借対照表	作成後遅滞なく
B	平成30年9月30日（予定）までに作成済みの貸借対照表のうち、直近の事業年度のもの	平成30年10月1日（予定）

（イメージ）



※貸借対照表の作成が著しく遅延した場合は、上記のイメージどおりとならない場合があります

## 公告の方法

公告の方法は下記の中からいずれかを選択することができます。

現在の定款に記載がない方法を選択したい場合は、あらかじめ定款変更が必要となります。

### 定款記載例

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して  
行う。

※下線部のところを下記から選択した方法の定款記載例に変更してください。

官報 (1回)	官報に掲載する方法 <sup>※1、※2</sup>
	定款記載例  ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
新聞 (1回)	日刊新聞紙に掲載する方法 <sup>※1、※2</sup>
	定款記載例  ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、石川県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
電子公告 (5年間)	法人ホームページや内閣府又は所轄庁のホームページを利用する方法 <sup>※2、※3</sup>
	定款記載例①  法人のホームページを選択する場合
	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	定款記載例②  内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う	
定款記載例③  事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合	
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。	
掲示 (1年間)	法人の主たる事務所の掲示場など公衆の見やすい場所に掲示する方法 <sup>※2、※4</sup>
	定款記載例  ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

※1 官報または日刊新聞紙への掲載を選択する場合は、貸借対照表の要旨の公告で足りることになっています。

要旨とは、掲載金額の単位を「千円」とするなど適切な単位とし、また、掲載科目の範囲を、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的事業に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項をもって公告するものをいいます。

※2 複数の手段を定めることは可能ですが、「A又はBによる方法とする」のように、定款を見た市民や利害関係者がどちらの方法で公告されているか判断できない記載方法は認められません。

「A及びBによる方法とする」のように定めてください。

※3 ホームページは、NPO法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該NPO法人が直接掲載するものや第三者に委託し掲載するものであってもかまいません。

掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」（法第28条の2第1項第3号）ことが必要ですので、例えば、無料でかつ事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などの点に留意してください。アドレスを記載する必要はありません。

※4 「主たる事務所の掲示場など公衆の見やすい場所」は、利害関係者のみならず広く市民がアクセスできる状態にあることが必要です。

例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することが考えられます。

ただし、マンションや民家を主たる事務所としている場合は、本当に広く市民がアクセスできるかどうか十分に留意してください。

## 定款変更

公告の方法のみ変更する場合は、届出するだけでOKです。

（定款変更の届出に必要な書類）

①定款変更届出書

②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（原本証明されたもの）

③変更後の定款

届出の様式などは石川県 NPO 活動支援センターのホームページを参照してください

（アドレス）<http://www.ishikawa-npo.jp/yousik/list-ninsyou.htm#3-1>

## ④ 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

実施日：平成28年6月7日（公布日）

NPO法人に対する信頼性のさらなる向上が図られるよう、NPO法人及び所轄庁に対し、内閣府ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定されました。

内閣府 NPO ホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp>

文字サイズ 小 中 大      アンケート | サイトマップ

内閣府 NPO ホームページ      サイト内検索  検索

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

NPO基礎情報   有識者会議・研究会等   統計調査等   法律・制度改正   NPO法Q & A   寄附について

つながる。未来へのサポート。

認証NPO法人 (1月31日現在) <b>51,499</b> 件 > 制度 > 内訳 > 検索	所轄庁 認定・仮認定NPO法人 (3月17日現在) <b>997</b> 件 (認定 868 件 / 仮認定 129 件) > 制度 > 内訳 > 二覧	国税庁旧認定NPO法人 (3月1日現在) <b>76</b> 件 > 詳細
--	---	---

新着情報 RSS

- 3月7日 [改正NPO法の説明資料を更新しました。](#)
- 3月7日 [改正NPO法のQ&A及び貸借対照表の公告に関する定款例を掲載しました。](#)
- 3月7日 [「特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き（平成29年2月）」を掲載しました。](#)
- 2月10日 [社会的インパクト評価イニシアチブにて、第三回全体会議が開催され、議事録等の資料が公開されました。（社会的インパクト評価イニシアチブウェブサイトに移動します）](#)
- 1月31日 [特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第1号）が公布されました。](#)
- 1月30日 [社会的インパクト評価の推進に向けたロードマップが発表されました。（社会的インパクト評価イニシアチブのウェブサイトに移動します）](#)
- 1月23日 [国家戦略特別区域法による特定非営利活動促進法の特例の適用状況（平成29年1月20日現在）についてお知らせします。](#)
- 1月23日 [国家戦略特別区域法によりNPO法人の設立認証等における申請書類の縦覧期間が短縮されました。](#)

**熊本県熊本地方を震源とする地震に関連した情報**

◀ ▶

国 所轄庁一覧 ▶  
NPO団体を管理する行政機関一覧を表示します。

Q NPO法人情報ポータル ▶  
全国の特定非営利活動法人の情報を検索できます。  
法人名:  検索  
法人ログイン

Q NPO施策ポータル ▶  
NPOの支援策等の情報を簡単に検索できます。  
施策名:  検索

NPO 法人情報ポータル <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal>

NPO法人ポータルサイトは皆様の活動の情報発信の場として活用できます。

## ⑤ 「仮認定」から「特例認定」への名称変更

実施予定日：平成29年4月1日

「仮認定」という名称では寄附を集めにくい等のNPO関係団体からの要望を踏まえ、名称が「特例認定」に改められました。

名称変更のみで、認定基準等に変更はありません。

すでに「仮認定」を受けているNPO法人については、「特例認定」と名乗ることができます。

## ⑥ 役員報酬規程等の備え置き期間の延長

実施日：平成29年4月1日

認定・特例認定NPO法人が役員報酬規程等<sup>※1</sup>を事務所に備え置かなければならない期間が3年<sup>※2</sup>から**5年<sup>※3</sup>に延長**されます<sup>※4</sup>。

平成29年4月1日より後に開始する事業年度の書類から適用されます。

例. 事業年度が4月～翌3月の法人 → 平成29年4月～平成30年3月の事業年度分から  
 // 1月～12月の法人 → 平成30年1月～平成30年12月 //

※1 認定・特例認定NPO法人は、毎年、事業報告書等とともに役員報酬規程等を県に提出する必要があります。

役員報酬規程等とは次の書類を指します。

- ①役員報酬規程等提出所
- ②役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ③特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類
  - ・資産に関する事項
  - ・取引の内容に関する事項
  - ・給与の総額等に関する事項
  - ・海外への送金等に関する事項
  - ・資産の譲渡等の内容に関する事項
  - ・寄付者に関する事項
  - ・支出した寄附金に関する事項
- ④認定基準等チェック表の中の次の書類
  - ・第3表
  - ・第5表
  - ・第3表付表1
  - ・第7表
  - ・第3付表2
  - ・欠格事由チェック表
  - ・第4表（初葉）

※2 翌々事業年度の末日まで

※3 作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間

※4 所轄庁での公開対象書類も過去5年間分となります。

## ⑦ 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化

実施日：平成29年4月1日

認定・仮認定（改正後は特例認定）NPO法人による200万円を超える海外送金・金銭の持ち出しについては、その都度、事前に書類の備え置きと所轄庁への提出が必要ですが、**改正後は、毎事業年度1回の事後提出でよいこととなります。**

ただし、平成29年4月1日を含む事業年度以前の海外送金等については、従来どおり事前提出等が必要です。

〔 例. 事業年度が4月～翌3月の法人 → 平成30年4月～平成31年3月の事業年度分から  
// 1月～12月の法人 → 平成30年1月～平成30年12月 // 〕